

美郷村における古文書調査

地方史班（徳島地方史研究会）

松下 師一^{*1} 森 千枝^{*2} 日野 善雄^{*3} 根津 寿夫^{*4} 阿部 聡美^{*5} 長谷川賢二^{*6}

1. 調査の概要

1) 美郷村行政区の歴史の変遷

美郷村は、麻植郡南部の四国山地に位置する山村で、元禄年間から昭和21年（1946）までは銅山開発（東山鉦山）も行われたが、今日では自然環境を活かした観光と農林業の村である。江戸時代には、5つの近世村（中村山・別枝村・桁山・東山・種野山）と1つの枝郷（宗田山）があった。明治22年（1889）の郡区町村編成法（市制・町村制）の施行にともない合併して中枝村・東山村・三山村が成立し、さらに昭和30年（1955）にこの3村が合併（同時に周辺自治体へ一部地域を併合）して美郷村が誕生し、今日に至っている。

2) 調査の方針

1973年2月発行の『徳島県史料所在目録第4集（麻植・阿波郡）』県立図書館刊（以下、『所在目録』という）には、美郷村の史料として309件（332点）もの古文書・古記録が紹介されているが、それらはすべて種野山の明石博雄氏の所蔵に帰するものである。明石家は代々、近世種野山の庄屋家を務めたことから、同氏所蔵文書（以下、「明石家文書」という）の大部分は、近世以降保存継承されてきた村政文書である。加えて、幕末期に同家当主であった明石全兵衛（善兵衛とも記す）は、著名な在野の知識人であり、彼が筆写により収集した貴重な写本も、そこには多数含まれていると推察される。

そこで調査にあたっては、次の3つの方針を定め

ることとした。

- ① 上記の『所在目録』をもとに、明石家文書の概要調査（主要史料の写真撮影・デジタル撮影）を実施する。
- ② 村内の寺社等で聞き取り調査を実施し、『所在目録』に掲載されていない古文書の新規発見をめざす。
- ③ あわせて村外の史料所蔵者・機関へも情報提供を呼びかけ、美郷村関係古文書の新規発見をめざす。

3) 調査の状況

(1) 明石家文書（種野山庄屋家文書）

事前に明石博雄氏から、『所在目録』に掲載された309件（332点）の古文書・古記録は全体のごく一部に過ぎず、膨大な史料点数があることと、職務多忙で調査時間を最小にして欲しい旨のお話をいただいた。そこで、明石家に複数台のカメラ（アナログ1台、デジタル2台）を持ち込み、1日で可能な限り写真撮影し、後日、撮影画像をもとに史料解読、分析を実施することとした。こうした調査から、後述する4本の各論を執筆した。

(2) 寺社関係文書

村内の寺社等については、近世～近代に種野山八幡神社の神職を務めた松田有一家と、別枝山の重楽寺を対象に史料調査を行った。松田有一家では、江戸期・明治期の史料を調査することができたが、重楽寺では残念ながら一次史料を見ることができなかった。これらの調査から、後述する1本の各論を執

*1 松茂町歴史民俗資料館・人形浄瑠璃芝居資料館 *2 鳴門教育大学大学院 *3 松茂町歴史民俗資料調査会
*4 徳島市立徳島城博物館 *5 徳島県立文書館 *6 徳島県立博物館

筆した。

なお、当初、調査候補としていた中村山の真楽寺については、スケジュールの都合上、やむなく調査を取りやめた。

(3) 三木ガーデン歴史資料館所蔵「川真田家文書」・「別枝山騒動」関係文書

今回の調査期間中に、板野郡北島町の三木ガーデン歴史資料館（三木安平館長）から、同資料館が所蔵する「川真田家文書」の中に、明治時代の東山鉦山に関する史料が数点あるとの情報が寄せられた。主には、東山鉦山への出資に関する内容であり、近代徳島県の産業史・経営史を考える上で興味深い史料であった。

また、「川真田家文書」の調査・撮影作業中、偶然にも同資料館の諸家文書中に、安永5年（1776）6月3日の「別枝山騒動」に関する文書1点が含まれていることがわかった。この騒動は、別枝山の百姓約50名が同心して、徳島城下の給人屋敷へ押しかけたという事件である。実に興味深く、次なる関係史料の発見がまたれる。

4) 継続調査の必要性

明石家文書については今回、3台のカメラを駆使して撮影を行ったが、1日で撮影できた史料点数は、わずかに70点ほどであった。おそらくは、全史料点数の数%に過ぎないのではないかと考えられ、実に残念であった。

ただ、わずかな点数ではあるがそれら史料には、①筆頭家老稲田家の知行地支配に関する史料、②種野山及び麻植郡の行政運営・村自治に関する史料、③徳島藩及び幕府からの通達・往復文書、④幕末の知識層の教養形成に関する筆写記録、等々が散見され、我々に近世美郷村の豊かな歴史像を示す内容となっている。

それだけに、明石家文書の調査が今回にとどまることなく、今後も明石博雄氏の協力によって継続できることを願っている。

(松下 師一)

2. 先規奉公人^{せんきほうこうにん}の実態について —種野山を事例に—

1) はじめに

徳島藩は江戸時代を通じて、地方知行制がしかれていた。各給人には知行地付百姓が与えられ、給人はその中から奉公人を召抱えて、有事の際に動員した¹⁾。藩初以来、そうした奉公人役を勤めていた家筋の百姓を、後になって「先規奉公人」と呼んだ²⁾。

ここでは、その「先規奉公人」が、江戸時代をつうじてどのように存在し続けていたのか、種野山の明石家に残る文書を事例に、若干の考察を試みたい。

2) 種野山の先規奉公人について

美郷村の種野山は江戸時代を通じ、筆頭家老稲田氏の知行地であった³⁾。明石家には「嘉永七寅年麻植郡種野山稲田九郎兵衛様先規奉公人棟付人数御改帳」という文書が残されている。これによると、種野山には嘉永7年（1854）当時、22軒の先規奉公人の家があったことがわかる⁴⁾。また各家ごとに記載されたその左書きには、その家の経歴を読み取ることができる。以下その左書きに注目して検討してみたい。その一部を以下にあげる。

史料1

一壺家

稲田九郎兵衛様頭入先規奉公人

杉村佐五右衛門 歳三拾八

此者先祖久右衛門儀、元文三午年棟付御改之節、御同人様先規奉公人亀太郎小家ニ而、伯父と付上御座候所、当佐五右衛門親季助義、天保三辰年御同人様先規奉公人御取分被仰付候御砌、惣帳入ニ而、宗門を始諸事一枚先規奉公人之通御引直被仰付旨、(以下略)

史料2

一壺家

稲田九郎兵衛様頭入先規奉公人

杉村熊兵衛 歳五拾六

此者先祖実兵衛儀、元文三午年棟付御改之節、前書杉村佐五右衛門同断亀太郎小家ニ而御座候所、

互得心之上小家相放壹家ニ相成居申、御同人様於御屋敷ニ御家来姿之御取扱相成居申、当熊兵衛迄相続仕候所、天保三辰年御同人様先規奉公人御取分被仰付候御砌、惣帳入ニ而、宗門を始諸事先是迄懸ニ被仰付旨、(以下略)

史料3

一壹家

稲田九郎兵衛様頭入先規奉公人

佐藤源兵衛 歳三拾四

此者先祖佐藤紋次儀、元文三午年棟付御改之節、当山ニ而御家来帳ニ相付居申候佐藤六郎右衛門小家ニ候処、天保三辰年御同人様先規奉公人御取分被仰付候御砌、本家六郎右衛門義ハ御同人様御譜代御家来被仰付、源兵衛父又惣儀ハ惣帳入ニ而、宗門を始諸事本家之者是迄之姿御取扱同様被仰付旨、(以下略)

※下線は筆者

以上3点の史料に共通する記述としてまず注目したいのは、天保3年(1832)に稲田九郎兵衛の先規奉公人について「取分」⁵⁾があったということである。この天保3年の先規奉公人の「取分」(先規奉公人の整理)については、「阿淡年表秘録」にもその記事が確認できる⁵⁾。それによると、天保3年の7月と9月に稲田九郎兵衛の先規奉公人の取調べがあり、そのうち310人を新たに家来に取り立て、彼らの小家114人を「本家は迄之姿同様」の先規奉公人に仰せ付けたとある。残りの799人は、従来どおり譜代家来同様郡代支配外の先規奉公人となり、393人を一枚先規奉公人(郡代・村役人支配下の先規奉公人)とした⁶⁾。こうした先規奉公人の整理は、江戸時代を通じて何度かなされてきたようである⁷⁾。というのは、先規奉公人は江戸時代を通じて増加傾向にあり、それによる様々な弊害が頻出していったからである。給人の奉公人になると、百姓の負担すべき夫役を免除されるという規定があったが⁸⁾、その夫役負担を逃れるために給人への駆出奉公を願出て、実際は在村のままであるというような場合が続出していった。藩ではそうしたケースを取り締まっている⁹⁾。

さて、こうした先規奉公人を整理するなかで、同じ先規奉公人といってもその家の経歴などによって、様々なランク分けがあったようである。それは前掲の「阿淡年表秘録」の記事にも見て取れるところである。それでは、種野山ではどのようなのであろうか。

史料1の杉村佐五右衛門家は、もとは、先規奉公人である家の小家であったが、天保3年の「取分」の際に、「諸事一枚先規奉公人之通御引直」をされている。

史料2の杉村熊兵衛家は、もともと「御家来姿」の取扱いをうけていた先規奉公人の家筋であり、天保3年の際には、「諸事先是迄懸」に仰せ付けられたことが判明する。つまりこれ以後も「御家来姿」の取扱いをうける先規奉公人ということである。

史料3の佐藤源兵衛家は、もとは、種野山で「御家来帳ニ相付居申候佐藤六郎右衛門」の小家であったが、天保3年の際には、本家の六郎右衛門は「御同人様御譜代御家来」となり、当家は「諸事本家之者是迄之姿御取扱同様」の先規奉公人に仰せ付けられている。

このように、種野山には同じ先規奉公人といっても、もともと先規奉公人の家筋として存在していた家(史料1)と、「御家来姿」の取扱いをうけている先規奉公人の家(史料2)、譜代家来の小家であったものが、「本家之者是迄之姿御取扱同様」の先規奉公人になっている家(史料3)など、様々なランクの違いがあったようである。その具体的な性格の違いについては、いま検討する材料がないが、それぞれの家のそれまでの経歴がそのランクの違いに関係していたということはいえるのではないだろうか。

3) おわりに

以上、明石家に残る文書を事例に、種野山における先規奉公人の実態について検討した。もとより不十分な考察ではあるが、近世の徳島藩における武家奉公人の実態を知る一端となればと思う。

注

1) 峯岸賢太郎「軍役と地方知行制」(三好昭一郎編『徳島藩の史的構造』名著出版、1975年)。

2) 「将卒役令」(徳島県編『御大典記念阿波藩民政資料』大正

5 年版上巻《復刻版》、徳島県史料刊行会、1968年、423頁）には、「先規奉公人と云うは以前御陣の御供を仕家筋久しき百姓を云也（中略）御陣後元の百姓に御引戻しなされたる家筋是等先規奉公人と云なり」とある。

- 3) 角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典36 徳島県』（角川書店、1986年）。
- 4) うち、5軒は他郷住みであり、実際に種野山に家があったのは17軒である。明石家に残る「安政二卯年八月 種野山惣高家数并人別宗旨身居身振取調指上帳」によると、安政2年（1855）には、種野山には98軒の家があり、そのうちわけは、稲田九郎兵衛の先規奉公人17軒、稲田九郎兵衛の頭入百姓75軒、御蔵百姓4軒、御蔵神主1軒、他の給人の頭入百姓1軒であった。
- 5) 「阿淡年表秘録」（徳島県史編さん委員会編『徳島県史料』第一巻、徳島県、1964年）654～655頁。
- 6) 高田豊輝『阿波近世用語辞典』（徳島県教育印刷、2001年）の「先規奉公人是迄姿」の項の解説による。
- 7) 松下師一氏のご教示による。
- 8) 大島真理夫「近世農民支配の諸類型と家族・共同体」（『近世農民支配と家族・共同体』序章、御茶の水書房、1991年）。
- 9) 享保7年（1722）の触（藩法研究会編『藩法集3 徳島藩』創文社、1962年、2294号文書）によると、「給知百姓駈出召仕候義ハ勝手次第之事ニ候、然共、小役可相遁ルため下より相願駈出在所逗留と相立其儘在宅仕ル者も可有之候、若左様之者於有之は、此後在所逗留之日数年中五十日を過候ハハ、早速郡御奉行へ申断、小役可申付事」という取締りがなされていた。

また、元文5年（1740）に御仕置所より郷中に出された触（国文学研究資料館史料館蔵「蜂須賀家文書」27A-286-1）にも、「給知頭入百姓当分給人方へ駈出召仕居申内、庄屋附相離郡御奉行不遂裁判候ニ付、諸出入呼出杯之節、給人方へ指出候様ニ申遣候而も、毎々病気杯申立指出不申御用指支候由依之駈出奉公人之義、此度先規奉公人・権下奉公人同前庄屋附ニ申付、諸事郡御奉行裁判ニ被仰付候、駈出奉公人妻子杯扣処ニ住居仕候者ハ、一切御小役引不申様ニ可申付候、唯今迄小役引手形給人方より指出候得共、自今以後ハ百姓願紙面ニ駈出罷成候段、相違無之旨庄屋・五人と奥書ニ而願出候上、小役引候様ニ被仰付候、（以下略）」とある。

（森 千枝）

3. 「郡中与合五穀祭壺件記録・郡中村々役人姓名記」について

1) はじめに

美郷村種野山の明石家に残されている文書の中には、江戸時代の山間農村で行われていた年中行事、あるいは祭礼を記録したものがあつた。本編で取り上げる「郡中与合五穀祭壺件記録・郡中村々役人姓名記」（以下、「記録」という）はそうした文書のひとつである。

「記録」は、嘉永2年（1849）以後、文久元年（1861）にかけて、13年間麻植郡内（現美馬郡木屋平村を含む）各組村持ち回りで開催された「御上御武運長久天下太平五穀成就麻植郡中与合祭事」に関する文書を明石全兵衛が筆写編集したもので、内容的には、①嘉永4年3月に種野山八幡宮で開催された祭礼に関する記録と、②郡内を一巡した後の文久2年の祭礼開催をめぐる問題の記録の二点に分けられる。

2) 種野山八幡宮での麻植郡中与合祭礼

嘉永2年に山崎村、翌3年は宮嶋村と開催された郡中与合祭礼は、嘉永4年に明石家が庄屋を勤める種野山村で開催することになった。これについて、種野山神主松田斎宮の選定などを東西川田村庄屋に問い合せた書簡、祭礼の開催許可を麻植・下板郡代手代に求めた「乍恐奉申上覚」を記した上で、郡内各村に対して以下の様な案内廻文が出された。

史料4

祈禱村々江案内文

以略書得御意候、追日暖相和相加り候所各様御安全可被成御座候、（中略）然ハ 御上御武運御長久五穀豊穰御祈禱一昨年里御村より始り当春ハ種野山神主順年ニ相当り申ニ付御郡代様へ神主より奉申上、早速御聞届被仰付候旨松田斎宮申出候、随而來ル十一日より十三日迄二夜三日之間丹誠之祭事執行仕候、山分ニ而別而御苦勞奉存候得共、御社参被下候ハ本懐之至奉存候、尤神主中へハ斎宮より直懸合ニ相及申事ニ候事ニ候へ共、猶又各様より一統様御配慮御願得御意呉候様願出申ニ付、此段写略書候、失礼ハ御高免可被下候、先ハ

右之段御案内為可御意如此御座候、以上、

三月五日 明石全兵衛
山里村々御同役中様

この史料4によれば、郡中与合祭礼は三日二晩にわたって種野山八幡宮で開催される予定であり、郡内各村々に通知されていたことがわかる。ついで祭礼の終了後の3月15日には、「種野山五穀祭相済申ニ付札守配り且集銀取約廻文」が廻状されており、郡中与合として各村持ち回りで祭礼を開催することが実際に機能していたことがわかる。

また、「記録」には、祭礼の記録とともに万延元

年（1860）当時の米麦小豆などの相場や種野山の作況が記され、前掲「案内廻文」を回覧した麻植郡内の村名と庄屋・村役人の氏名が記されている。以下に挙げる表1は「記録」の記事をもとに作成したものである。

3) 麻植郡中与合祭礼の変容

郡中与合祭礼は、文久元年の東山村での開催によって正確な組割りが不明であるが、嘉永2年から13年で郡内を一巡したので、翌文久2年には再び山崎村で開催される予定であった。しかし、瀬詰村与頭庄屋安部豊三郎を通じて山崎村として、金銭面の負担増加を理由に「一村限御祈禱^{いっそんがきりごきとう}」に換えたい意向

表1 麻植郡中村々庄屋一覧

村名	庄屋氏名・他役氏名				
瀬詰村	安部豊三郎				
山崎村	田中清次郎	同 貞太郎			
三嶋村	与頭入交貸太	同庄屋 細谷伊十郎			
学 村	加藤正右衛門	赤良井益四郎			
児嶋村	阿部孫三郎				
桑 村	岸英三郎	取立 川村次郎左衛門			
山田村	阿部栄五郎				
川嶋町	板東伊左衛門	同庄屋 板東万三郎			
西麻植村	嶋野虎平				
敷地村	長岡平三郎				
宮島村	森多賀助				
飯尾村	乾貞郎				
森藤村	渡部亀太郎				
山路村	山本素左衛門				
上浦村	近久官兵衛	同庄屋 中西庄右衛門			
麻植塚村	佐藤清右衛門				
内原村	桑原五左衛門				
喜来村	岸田平太				
嶋島村	川真田恒太	同庄屋 戸田禎三郎			
中嶋村	安政六年与頭 桑原七郎右衛門				
上下嶋村	日野勘左衛門				
川田村	住友孫五郎	同取立 高藤莊十郎	左同 原為十郎	左同 住友半十郎	住友曾八
川田山村	住友次三郎				
桁山村	藤野儀次郎				
中村山村	禎野岡之丞				
三ツ木村	天田喜市				
川井村	楠瀬左一郎				
木屋平村	松永道左衛門	同 民之助			
別枝村	田村□藏				
東山村	猪井鍋之助	助役 後藤田六郎左衛門			
牛嶋村	万延度より 藤井弥兵次				

が種野山・東山両村に伝えられた。この山崎村の主張に対して明石全兵衛個人がどのような意向であったのかは、「記録」の末尾の一文から窺い知ることができる。

史料 5

全兵衛所存ハ一郡一和之祭事ニ相過申間敷、一村切ハ不得其意候、但質下ニ基物入少仕、長久之神祭ニ与申所ニ候ハハ、里ニ而壺組、山ニ而壺組を相立壺年代リニ修行不怠取行候ハハ、可然様之旨返書ニ及候、(後略)

戊(文久2年)五月記

上掲の史料5から、明石全兵衛個人としては、与合祭礼は「一郡一和之祭事」であって「一村切」は同意を得られないと主張する一方で、金銭面での負担の軽減策も考慮していたことがわかる。しかし、以後与合祭礼がどうなったのかは、本史料には記されていない。

(日野善雄)

4. 明石家文書「御巡見使様御用袖扣」にみる幕府巡見使の模範回答書

1) はじめに

幕府巡見使とは、江戸時代、将軍の代替わり毎に全国に派遣された臨時の役職で、使番・書院番・小姓組から各1人ずつ選任された旗本が3人1組で務めた。その目的は幕領・大名領の区別のない一元的な在地監察であり、全国を8地域(五畿内・四国・九州・中国・北国・奥州・関東・東海道)に分け派遣された¹⁾。

巡見使制度は当初は実効をあげていたが、江戸中期以降は本来的な目的であった監察機能が形式化し、新将軍の天下支配の形式的表現等といった国家的儀礼に変質したとされる²⁾。

しかし、大名側にとっては、江戸中期以降においても依然として巡見使の来国及びその対応は大きな関心事であり、その応接に細心の注意を払ったのである。

巡見使の応接は、「惣肝煎」³⁾と呼ばれる藩役人の総括のもと、組頭庄屋を頂点として、宿泊や道案内、人馬手配、荷物の継送等の役割を村側が分担し務めていた。巡見使は廻国の際、道案内等の村人に尋問し在地の様子を直接把握しようとしたが、こうした村側から漏れる情報をも藩当局は管理・統制し、あらかじめ模範回答書を作成し巡見使を応接する村役人に配布していたのだった。

ここでは、明石家文書の「御巡見使様御用袖扣」⁴⁾をもとに、巡見使に対する模範回答書を紹介してみたい。そのことで幕府巡見使制度と藩側の論理を追究する材料としたい。

2) 「御巡見使様御用袖扣」について

本書は小横帳型で懐中に入れ常時携行することを念頭において作成されたものと考えられる。筆者は種野山庄屋明石全兵衛良致である。全兵衛は天保9年(1838)の巡見使来国時に吉野川の船手裁判役をつとめたが、その際、下達された情報や知見を記録している。全兵衛は筆まめで同書以外にも多数の記録を作成しており村の知識人として注目される人物である。

本書の構成は「御回答之覚」「別段心得事」「御取

究」「御川取渡」「諸代物賃銭所」「所役人」からなる。「御回答之覚」と「別段心得事」は次項で述べるが模範回答書である。「御取究」は巡見使応接の「御先払役人」を対象とした取決め事項で、清掃や整理等といった巡見使通行筋の統制を記す。「御川取渡」は巡見使一行の川渡しに関する記録で、天保度だけでなく寛政度も記されており注目される。これは全兵衛が船手裁判役をつとめたことと関係する。「諸代物賃銭所」は、巡見使向けの馬・人足・薪・旅宿・白米・味噌・醤油等の代金リストである。最後の「所役人」は、村役人、特に庄屋の職務で、村方への触事・取決め^{おくりぶ}の伝達と送夫の管理の徹底が記されている。

3) 「御巡見使様御用袖扣」にみる巡見使応接の模範回答書

さて、表2は「御回答之覚」と「別段心得事」の内容をリスト化したものである。39項目にわたり、①幕府との関係、②巡見使の接待、③藩主及び徳島藩の仕置、④他藩との関係に大別される。具体的には以下のとおりである。幕法及び幕府との関係(No.18異国船之事・No.36御感状)、幕府の統制品(No.2甘蔗^{かんしょ}・No.5海鼠^{なまこ}・No.14煙草)、巡見使の接待(No.8御休泊所畳・No.11送夫百姓・No.15道作事・No.37駕・No.38船・No.39馬指)、藩主の動向(No.33太守様^{きゆうじゆう}、救恤(No.3凶年・No.4飢人・No.7盛衰・No.19魚漁之事)、阿波の特産物(No.1藍・No.24藍市日・No.25藍場・No.9塩)、徳島藩の仕法(No.6納升^{おさめすほらいます}・No.10夫役銀・No.12御年貢之外・No.13懸物之事・No.20御山下出火之節事・No.21町数・No.22宗門御改・No.23人別御改・No.26御年貢米麦・No.27御検地始・No.28御竿・No.29御朱印地等・No.30寺領付所・No.31新田事・No.32御家中地方蔵米取とも・No.34御家中之事・No.35御役懸事)、他藩との関係(No.16銅水之事・No.17土佐材木事)。

幕府との関係では、例えば甘蔗は幕令により文政2年(1819)に本田島への植え付けが禁止された⁶⁾が、徳島藩ではその幕令を忠実に守る姿勢をみせている。

また巡見使については、迎接は質素儉約が謳われ⁷⁾、表面的には遵守しながらも、その内実は各種

の配慮を行っていることがうかがえる。

藩主及び徳島藩の仕置^{しおき}については、特産物にみられるように過少報告や事実と異なること(例えばNo.6納升^{おさめすほらいます})もみられ、藩にとって都合の良い情報が意識的に漏洩されていることがうかがえる。さらに救恤からは領民を自然災害からまもり仁政を行う理想の大名像・仕置像がみられ、巡見使に対して、そうしたイメージを積極的に提示しようとしていたと考えられる。

このように模範回答書の内容を検討してきた。藩当局は巡見使が行った領民に対する直接尋問という監察スタイルを逆手にとり、領民と一体となって巡見使の監察を利用して^{しおき}いた様子^{しおき}がうかがえる。このことは、幕府巡見使制度と藩権力のあり方を考える上で注目される。

注

- 1) 『国史大辞典』(吉川弘文館、1990年)「巡見使」の項参照。
- 2) 小宮木代良「幕藩体制と巡見使(一)」(『九州史学』第77号、1983年)36頁。高野信治『近世大名家臣団と領主制』(吉川弘文館、1997年)251～252頁。
- 3) 「御巡見使御目付衆御尋有之節御答帳」(国文学研究資料館史料館蔵「蜂須賀家文書」27A-335-5)。
- 4) 明石博雄氏蔵。同氏には格別の御協力をいただいた、厚くお礼申し上げる次第である。
- 5) 猪井達雄『市民双書10 阿波のこぼれ話』(徳島市中央公民館、1975年)76頁。
- 6) 藩法研究会編『藩法集3 徳島藩』(創文社、1962年)2483号文書。
- 7) 高柳真三・石井良助編『御触書覚保集成』(岩波書店、1976年)674～675頁。

(根津寿夫)

表2 「御巡見使様御用袖扣」にみる巡見使の模範回答書

No.	項目	回答内容
1	藍	夏麦作之間へ植付、六七月刈取申候。御益ハ御年貢之外格別懸物無之玉成積出之節、少々宛者差上之。其節何相懸哉、其委曲難相分候間取調可申上候。
2	甘蔗	麦ノ間ニ植、十月刈上申候。此田畠ニハ作り不申、御取究之外山畠或ハ上流荒地等ニ植付仕之。
3	凶年	ケ様之節ハ時々米麦御払被遊付、然と相場上り不申、下々筋ニ罷成難有候事
4	飢人	ケ様之年柄ニハ夫々所役人申上ニ応、御手当米・銀子被下。市中ニ而ハ仮小家御出来、老人小児皆以御養被為下。且壯年之者ハ無心置諸稼向仕取凌ぎ候事。
5	煎海鼠・ 串海鼠・ 生海鼠	従公儀長崎廻被仰付旨ニ而、一円商事不仕候。但、蛤・ふかひれも右同断
6	納升・払升	此儀ハ納申時を納升と申、払候時を払升と申来候。何れ升ニ違ハ無之皆京升ニ而御座候。
7	盛衰	近年打続不年柄迷惑仕候処、当年麦作宜、貧窮取直之基ニ可罷成様奉存候。浦方之儀ハ毎年不漁ニ候へ共、先仮成ニ相凌、中ニも極不漁之浦方江ハ夫々御手当被遣、取続罷在候。
8	御休泊所畳	新敷畳敷御座候儀、此度之御通行ニ付表替ニ而仕候。兼而有合以御役可申之段被仰出候へ共、近頃畳大破ニ付、無扱表替仕候所、幸冥加之至ニ奉存。新敷分を繰替ニ仕申候。
9	塩	板野郡撫養・名東郡南斉田・那賀郡湯浜ニ而御出来仕候。尤出来候俵数・釜数ハ遠在之儀故不奉存候。
10	夫役銀	在々川除普請其外百姓共当然之夫役相勤来候所、遠郷之者始一枚難洪相唱、銀納ニ奉願候処御免被仰付、夫役銀と号、今以難有上納仕居申候。
11	送夫百姓	此儀ハ随分相心得、人無数ニ見仕候様被申候。然共当日ハ格段御道も遠ク前暑之砌、人夫之者相方ニ而ハ万一御用支奉恐入、手代リ之人夫入交リ付而、御目立可申様奉恐察候。
12	御年貢之外	紙・桑・綿・茶之類、山里より仕出之外ハ物成之内へ御継被下ニ付
13	懸物之事	前段懸物ハ無御座候。
14	煙草作事	本田畠ニハ作付不被仰付候。此品ハ山畠ニ宜相付候。里方ニ而ハ間之岩原と申様之所へ少宛作付仕候。然も空地開拓之地へ作付仕候。
15	道作事	当国ハ年々百姓共手透之節、老枚ニ申談、疼之土地夫々取繕、農事之便ニ仕候。近年道造り相延居申、人馬共迷惑仕、右様取繕仕候儀ニ而全此度之御通行ニ付而ハ造り不申候。
16	銅水之事	予州より流出候川筋ハ不断銅水相流、先達而ハ川筋之諸魚もあがり申候所、近年ハ左様之儀も無之、尤洪水之趣ニ寄何時流行難計御座候。川船主共吉野川之水ニ而飯を炊候ハ、腐早く候趣、然平生とも銅集流行仕候姿御座候事。
17	土佐材木事	先年ハ流行御座候へ共、田畠・井関を度々令破損、下民迷惑不少ニ付御断被成。夫よりハ流木無御座候。此儀ハ山師と歟申輩色々手品を替懸有来候へとも、上下大ニ相恐居申事故、役人共も納得不仕様相聞申候。
18	異国船之事	去文政十二丑年十二月廿日見馴不申船、南方牟岐浦沖相へ漂着仕候付、当地出役之郡代相配急申付被置候。役人共浦々江出張相固メ城下よりも余程人数馳付漂船相払候而、以来ハ異船相見不申候。

No.	項目	回答内容
19	魚漁之事	漁事ニ応少々宛御益被差上候。又不漁ニ付迷惑之浦方へハ沖稼相成候様漁事道具或ハ飯米等御手当御座候故、諸漁場相流走候事。
20	御山下出火之節事	遠在故委曲不奉存候。近在之者ハ鐘をツキ人を集、組々一致ニ其場へ罷越取防申候。御家老始御役人方作配ニ而人数引廻御防被成候。
21	町数	四拾五町 天保度也。但以前ハ凡四拾町計
22	宗門御改	夏・秋兩度、御奉行罷出、一宗切人別相改、代更り之者ハ神文誓御取究被仰付事。
23	人別御改	七ケ年目
24	藍市日	十一月十三日より十五日迄、十二月三日、極月十三日より十五日迄
25	藍場	享保度始りと承候。
26	御年貢米麦	六・霜、二ケ度納、夏麦古来より所務三ツ打
27	御検地始	慶長年中
28	御竿	長六尺五寸
29	御朱印地・寺租并除地	無御座候。
30	寺領付ケ所	寺方之儀ハ不奉存候。当郡ニ而ハ、五拾石 川田村高越寺、拾石 同村福生寺
31	新田事	立毛多生ニ付新田難相成様ニ承候。
32	御家中地方蔵米取とも	御請夏秋、納升三ツ七歩
33	太守様	武芸・学問被遊御好、御鷹野・御能も被留被遊候へ共、先御時節柄故、右様之御物章（障）も無御座候。尤御家中ニ而万事出精仕候様、度々被仰出何れも被相励居事。
34	御家中之事	月々式日不遊御登城被成候。并文武諸道不怠出精仕候。
35	御役懸事	日々出勤被成候。
36	御感状	太守様・九郎兵衛殿・山田豊前殿・中村右近殿・樋口内蔵介殿・岩田七左衛門殿・森甚五兵衛殿・森甚太夫殿
37	駕	休泊所外ニ無之、先年より度々御通行候御ハ国主より仕成申付候。
38	船	川筋上下渡世薪船之内ヲ以御用ニ立候。全新ニ仕成不申、且船人共へ扶持米国主より被下候。
39	馬指	日雇頭ニ而百姓共雇切、人馬共馬指より指出候。馬指ハ所ノ庄屋より物馴人ヲ相撰申候。

凡例：「御巡見使様御用袖扣」の掲載順により作表した。No.1 からNo.19までは「御回答之覚」、No.20以降は「別段心得事」。

5. 明石家文書「御一新御触状写」の内容について

1) はじめに

ここでは、明石家の「御一新御触状写」¹⁾（以下、「御触写」という）の内容を紹介し、後に目録（表3）を掲げる。「御触写」は、明治2年（1869）9月から明治3年（1870）3月までのお触れを、種野山村庄屋明石恒太郎が記録したものである。形状は縦帳で、現在、明石家に保管されている。明石恒太郎は、庄屋としての職責上、大庄屋や与頭庄屋から伝達されたお触れを書き留めていたと考えられる。

2) 内容と目録

明治維新当時、国内人口の大部分は農業従事者であったため、新政府にとって農村をどのように支配するかは重要な課題であった。明治2年9月、新政府の意向を汲んだ徳島藩は藩政改革を布告し、大庄屋を設置するなど農村の行政機構を改編したが、お触れの伝達方法など実質については、江戸時代の方式を引き継いだと思われる。農村の行政機構が、江戸時代の自治型農村社会から中央集権国家に応じた体制に変革するのは、明治5年（1872）の大区小区制の導入を待たねばならなかった。「御触写」に記された期間は、その前段階、農村における近世から近代への移行期である。

表3を見てほしい。「御触写」が写された期間は約半年と短い、その内容の多くは、年貢皆済への取り組み（No.1 - 1 など）と、不審者の取り締まり（No.7 など）である。財源の確保と治安維持は、維新の諸改革で混乱する徳島藩にとって、最優先すべき重要な課題であったと思われる。ほかに、役人出郷時の支度料（No.2 など）、櫛の奨励（No.14）、用悪水の管理費（No.15）、捨て子の類親搜索（No.26）、苗字許可（No.30）に関する触れなどがある。

中でも年貢皆済を目指す御触には、年貢を御蔵へ正確に納めること（No.10）、指紙問屋の住所・氏名を周知すべきこと（No.23）、金銀相場に注意すべきこと（No.24）など、具体的諸問題への対処方法が細かに記されている。また、作況が悪い村や、年貢が皆済できていない村では、神事・祭礼や人形操り、

正月行事など、一切の祝儀が禁止された（No.12）。

このように徹底して年貢納入を促したので、種野山村では、明治4年（1871）の年貢皆済が期限より早くなり、次の「褒状」（史料6）が下された。

史料6²⁾

麻植郡種野山村

当夏御年貢規限先立、今日令皆上納候段、右者百姓共御改正之御趣意厚證認、組頭・伍長共ニおもても、勉励行届候故之義ニ差見、彼是心得宜尤之事ニ候、依之先誉置候也

辛未（明治4年）六月廿五日

西民政処

3) むすびにかえて

『徳島県立文書館研究紀要』³⁾には、美馬郡東端山武田家文書の『御触帳』目録が、天保8年（1837）から明治5年（1872）分まで掲載されている⁴⁾。また勘田家文書⁵⁾では、明治6年（1873）から7年までのお触れを確認できる⁶⁾。ここで取りあげた「御触写」と、これら史料を総合的に研究することで、明治前期の徳島における農村の行政機構が明らかになるとと思われるが、後の研究に委ねることとする。

注

- 1) 『美郷村史』（美郷村史編集委員会、1969年）182頁には、表紙と見開きの写真が掲載されている。
- 2) 「年貢皆済に付き褒状」（明石家文書）。
- 3) 松本博「美馬郡東端山武田家文書『御触帳』目録（一）」（『研究紀要第』3号、徳島県立文書館、2002年）、「美馬郡東端山武田家文書『御触帳』目録（二）」（『研究紀要第』4号、徳島県立文書館、2003年）。
- 4) ただし、安政2年（1855）から文久3年（1863）の間は欠落。
- 5) 勘田家文書とは、那賀郡百合村（現在の那賀郡鷲敷町）に残った文書群であり、徳島県立文書館に寄託されている。幕末期の庄屋から明治期の里長補・副戸長・戸長に至る行政文書や、仁字谷産物、人形浄瑠璃興行などに関する資料がある（『文書館だより』第21号、徳島県立文書館、2003年、3頁より）。
- 6) 「御触書」（カンタ00117・カンタ00118）。

（阿部聡美）

表3 明石家所蔵「明治二己年九月吉日 御一新御触状写」目録

No.	内 容
1 - 1	此度諸給地被召上惣而御蔵米ニ被仰付候ニ付而ハ従前断御蔵同様相心得兼而御規定之通霜月廿五日速ニ上納皆済之事 九月廿七日 (牧民処→乾覚郎殿)
1 - 2	右御触達被遊候通給地上知惣而御蔵米ニ被仰付候ニ付御治定之通十一月廿五日限無間違皆済可被致候尤居り御蔵御年貢之義も同断右日限迄ニ重々無間違上納可相運候事 十月六日 (安部豊三郎・原為十郎→村々村人中)
2	此度御改正ニ付諸御役人出郷之節止宿并昼支度料払方等来ル十月朔日より左之通御取改被仰付候条事 九月廿九日 (牧民処→山上分 大庄屋中・与頭庄屋共方へ) 一士族耆人ニ付送夫耆人 一 等外之者者式人相ニ耆人 一馬駕不相渡候事 一三都始他国御用ニ罷越候節者是迄之通 一諸役人出郷之節牧民処へ申出牧民処印付之通ニ付止宿処并昼支度何ヶ所等村役人承知印可致事 一村役人手許ニ而も付込置宿主并昼支度引受之者共仕出書を添其郡中取揃大庄屋共より牧民処へ差出し牧民処ニ而引合之上代銀可相渡事 一止宿昼支度料渡方之義ハ夏ハ五月冬者十一月切取都之事 一昼支度料耆人ニ付四匁宛之事 一諸御役人出郷之節御加扶持雑子薪等当分御指留之事 一牧民処制道役并下才判出郷之節宿料等之事 証印ヲ取立前同断取都出候得ハ右代銀可相渡候事右之通御触達ニ相成候間御触之通諸御役人様始御賄向之義者味噌香物ニ相極居中ニ付右様被相心得候事
3	左書之通弁事より達有之其方心得之事 九月廿一日 (牧民処→麻植郡中 大庄屋共方へ) 今度從朝廷書籍出版條例御渡相成付而者是迄之開版物御届申上義ニ候条左之通可相心得事 一和漢西洋之書籍図書肖像戯作一枚摺之物等右版木并話処版とも処持之者者印刻年月并署術人羽訳人之姓名売弘処版木持主共ニ来ル晦日迄可申候以上 一此度書籍出版致度向者東京学校被願出官許ヲ請候様被仰出有之候隨而御藩内ニ而右望之者者綱学司江申学頭手許ニ□而檢閲ヲ受出版條例ヲも致相見写ト相心得候上可願出事 右之通士族且郷住之面々并寺社江相達等外末之義者支配頭且主人ニより申聞市郷申達方之義者牧民從事より申聞候様被仰出候事 弁事 右之通御触達被遊候通版木処持之者有之候得者書付ニ来ル十日迄ニ無間違有之原為十郎方へ可被指出候以上
4	左之通弁事より達有之候条右様可相心得候事 九月廿四日 (牧民処→麻植郡中大庄屋共方へ・与頭庄屋共方へ) 稲田九郎兵衛拜地先規奉公人之内譜代家来之義も総而解放身居り之義者郷付銃卒と相唱候事
5	此度御改正之諸御役人出郷之節止宿并昼支度料払方等来十月朔日より左書之通御取改に付、村方割付等二者不相懸様重々取安置可申候事 (牧民処→麻植郡中大庄屋中・与頭庄屋共方へ)
6 - 1	右之通御触達取極之義、諸御役人様出郷之節も御配失数之通ニ賄向御馳走振不仕焼味噌香物仕立ニ仕帳面ニ村役人印形相居相渡候事 十月十五日 (原為十郎→右村々村人中)
6 - 2	(内容重複につき省略)

7	<p>此度郡中道役所共一昨十二日より十三日迄御用出会中御端書ヲ以被仰渡候義者同心下才判御用ニ罷出候とも牧民御役処様御見印付帳面持参之者者止宿又者昼支度壹度四匁右帳面江書入村役人印形ヲ相居相渡可申候尤右帳面持参不仕者者宿昼支度為仕候義難出来且諸御奉行様方も右同断帳面持参不仕者相断可申候応忝人前四匁与御取窮ニ相成候儀故焼味噌香の物斗ニ而酒壺切御仕留銀御受請可被成候様御触達成居候間右様被相心得可申候以上</p> <p>一近來胡乱者罷出候之件</p> <p>一村地震番小屋出来仕置夜番番非人共夜廻り相動候得ハ昼夜ニ罷来取究都合宜義ニ候間片時も出来為仕可申事</p> <p>一組村五人組共之義も村々ニ而忝人位大庄屋与頭手元へ廻勤仕様罷来居申ニ付村々五人組共順番帳相認早々可被指出候以上</p> <p>右月六度郷目付番非人兩人打廻之義者ル廿一日より相始候様了簡可有之候尤郷目付配方之義は庄屋より廻配可仕候村ニ寄郷目付無之打廻支可申ニ付行届不申村方者番非人ニ重り役五人与忝人指添廻番為仕候様は又御了簡可有之候以上</p> <p>右株々之通早々可被相触候此状急刻付ヲ以早々可被相達候以上</p> <p>左書之通弁事申中より達有之候条右様相心得其方共組村々不洩様奉触知候此状先々順達せしめ済村より可差戻候以上</p> <p>十月十九日（牧民処→阿波郡中麻植郡中 肝煎大庄屋中・与頭庄屋共方へ）</p>
8	<p>御一門様御通行之節往來人遙ニ払置ニ不相及御供并二面々より為扣候事ニ候并御通船之節橋通行人指留之儀橋□御通被成候得者通行指免可申事</p> <p>当秋御年貢村々小割帳面付御用候条組切取都当月廿九日迄ニ無間違可指出候且此状被見早々順達之上済村より可差戻候以上</p> <p>十月十四日（→瀬詰東川田両村 大庄屋共方へ・与頭庄屋共方へ）</p>
9	<p>御年貢上納方之儀ニ付左書株々之通取究被仰付候事ニ候右様相心得此旨村々取立人共始百姓共ニ至迄不洩様村々急々可触知候且此状先々順達済村より可指戻候以上</p> <p>十月十四日（牧民処→乾覚郎殿）</p> <p>右之通ニ候条其方共組村々不洩様先々可触知候以上</p>
10	<p>一新御藏内外番賃之儀是迄之成來廢止以後石ニ付米四匁四才宛上納請取済相成候上員數之番賃為指出可申事</p> <p>一右御藏受取方之儀是迄案内雖順番区義ニ相成り同送之村々今迷惑候趣ニ相聞候ニ付以後受取方当到御役場ニ郡之村名石數順番帳面相仕立証印相居候上村々取立人又ハ八人指出書相添右御藏へ相達順番通り平等之請取方ニ相成候様取究候事</p> <p>一上納米之内直シ米ニ相成候之事</p> <p>一上納米請負納之義取究之事</p> <p>一此度上り知之義前より新御藏納同様繩俵仕立向精米取立之事</p>
11	<p>覚（／御年貢期限通速ニ致答之事）</p> <p>閏月九日（西民政懸→三人当 麻植郡中大庄屋共方へ）</p>
12	<p>尚以本文之通取究ニ付而者万一毛損等ニ而檢見ヲ受村々并ニ仮令檢見受不申村々迎も御年貢不相濟間神事祭礼之外一日操ヲ始歳番餅春年頭注連鋸祝儀祭り之儀等一切指留門口々々年貢不納及候四字ヲ大書ニして張置候様申付候事ニ候条是等之運ハ受持大庄屋共吃与取究置可申事</p> <p>一預米之儀廢止向後錢手形申付候尤認様方ハ左之通申付候事</p> <p>一田畠売讓之儀ニ付而ハ先達而布告ニ相及之通急度堅相守義ハ勿論之事ニ候年切ニ而ハ置有之田畠令被讓義ハ向後断然廢止ニ申付之事</p> <p>一田畠証文投込并亡判証文等ニ而米金令借用候義向後廢止申付候事</p> <p>一田畠売讓并二質入共返候書物之義向後右同断（廢止申付候事）</p> <p>左之通弁事より達有之候条右様相心得其方共組村々不洩様可触知候且此状先々令順達済組より可差戻候以上</p> <p>十月十六日（牧民処→乾覚郎殿）</p>
13	<p>蝦夷地之義此度北海道と相唱十一ヶ国ニ御建置相成候内日高国新冠郡之儀当藩へ御割渡被仰付候ニ付近日主務始彼地遣事ニ候、隨而士族本人子弟ヲ始等外以下未々ニ至迄彼地開拓之見込有之并彼地罷越開拓致度存志有之面々者其段所之弁事迄申出之事、外</p> <p>十月十九日（産物方奉行処→乾覚郎殿）</p>

14	<p>一 櫛実当年より御買上被仰付候ニ付近日御建相場等布告ニ及候迄貯置候事 一 櫛実之品上中下無混雜取分人別貫目取都之事 一 此後年々御買上可被仰付候事 一 御山下最寄村々之義者前同断相仕立村役人添ヲ以指出来候得者直ニ代銀相渡可申事 一 御手仕立之唐櫛苗追々拜借又者御払等願出次第可申付候事 諸被盜候品之儀其時々品々可申所是迄申出方延引致盜賊取約方指支候ニ付已後者被盜候時より三十日限規法処へ委曲可申出候此段村々不洩様可被触知候以上 己十月廿日 (赤川俊吉・足助権之進→乾覚郎殿)</p>
15	<p>堤床ヲ始用水悪水溝池床等損田与内之義此度領地ニ就而者上地之分并是迄御蔵之分者御蔵御年貢継ニ遣候米麦受数とも相配願出候事 十月廿一日 (水利方奉行→大庄屋共方へ与頭庄屋共方へ)</p>
16	<p>当以先月申触之配書未御役場へ指戻不申ニ付相行着此段も可申出候事其郡中出来之米麦他郡積出者勿論月買之分共川口積出買事取行候義者兼而厚御取究も有之処近年壺枚猥ニ相成右取究相狂端之自他国積出取行居申哉ニ相聞別而不埒之事ニ候以後右様之義有之候得者無手当曲事申付候条右処行相働候者見聞ニ及候得ハ何者ニ与らず無油断当処へ行出候得者御襲員可被下置候条此旨其方共組村々不相洩様触知不都合之義無之様吃ト取究可申候此状先々急刻付ヲ以候ニ乍達済村々可指戻候以上 十月廿一日 (牧民処→林□左衛門殿岸喜心藏殿)</p>
17	<p>左之通弁事之面々より達候条其方共為心得へ可被触知候以上 十月廿二日 (牧民処→乾覚郎殿) 今般封土版籍返上致候上者尺土老民悉王朝直ニ候得者孰も私有可致□□ニ無之隨而譜代家来之義も総而解放シ身居之義ハ郷付從卒迄相唱□□扶持致置候譜代家来并当時家来共総而召仕与相唱可申尤旧譜代家来暇指置候得ハ郷付銃卒之身居ニ帰候事ニ候条暇指置候節弁事迄案内可申出候是右身居之者新ニ扶持致召仕不答候条本人召仕候得者是又右同断案内申出候様可相達 但本文郷付銃卒帰候者共者総而郷付浪人同様ニ取扱候事</p>
18	<p>当季御年貢上納之義先日触達ニ相及候通速ニ皆済相運可申者勿論之事ニ候処今以村々上納案内無之右様遅延いたし候而者御用支ニも相成候条右様相心得村々取立人共ニおみても油断有之間敷候得共精々上納相速取候様尚又其方組村々達相済村より可指戻候以上</p>
19	<p>右壺紙ニ相束御触写相達可申候間御触達被遊候通早々可戻相触候尤御年貢小割帳面并池床水田等有無之書付共来ル七日迄ニ重々無間違為十郎方へ可指戻候以上 十一月朔日 (安部豊三郎原為十郎→)</p>
20	<p>一 当季夫役銀ニ相□ニ納造用相添来ル廿日迄ニ重々無間違為十郎方へ可被指出候奥山分之義者直出等ニ而市中ニ而廿日限ニ受取可申候口山分之儀者右日限通ニ間ニ合不申義ニ候得ハ留守中江指出候而も不受取分ニ候間右様被相心得可申候尤諸懸物代銀当夏割付 (府) 住御行当割置追々決算之上通ニ相成候得ハ村々役人共手元ニ而百姓ら江割戻可被下候郡中割付 (府) 物いづれ村々割符 (府) □ニ相成候義故村方ニ而先引当割置可戻有之候右様御承知可被下候以上 右之通弁事より達有之候ニ付為心得相触候条右様可相心得候以上 十一月朔日 (牧民処→乾覚郎殿)</p>
21	<p>弁事江 郷付銃卒之義郷付浪人同様取扱候様申付置候処以後別家子弟ニ至迄夫外ニ而村役人支配外ニ申付候条此段可相違候事以上</p>
22	<p>金相場今午刻より左書之通建直候条右様相心得其方共与村々不洩様可触知候且此状急々令順達済組より可被指戻候以上 十一月朔日 (牧民処→乾覚郎殿) 右之通候条右様相心得其方共与村々不洩様可触知候以上</p>

<p>23</p>	<p>差紙屋共儀是迄九軒ニ而指紙売買為致来候処当季より指紙山高ニ相成ニ付新町佐古助任町ニおゐて指紙屋軒増被仰付是迄之指紙屋共左書名面之者共江売事取行申付従来仲買与相唱指紙取扱候者共儀者屹与指留向後諸郡村々取立人共より御年貢上納之石数ニ応シ直買願出候得ハ石数ヲ始村名取立人名面共相認メ書付当御役場ニおゐて相渡右書付ヲ以指紙直買被仰付事ニ候条右取立人共之外心得違直買仕候者有之候得ハ無手当曲事申付候右様相心得此旨村々不相洩様急々触知セ順達済組より可被差戻候以上</p> <p>本文之通直買指紙之義ハ村々取立人共手許ニおゐて目録相仕立上納相運候様申付候条右様可相心得候以上</p> <p>十月廿六日（牧民処→乾覚郎殿）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">西新町四丁目 久住九兵衛</td> <td style="width: 33%; border-left: 1px dotted black;"></td> <td style="width: 33%;">後藤平兵衛</td> </tr> <tr> <td>佐古七丁目 福井甚兵衛</td> <td>東新町</td> <td>濱崎喜兵衛</td> </tr> <tr> <td>新シ町二丁目 豊田吉蔵</td> <td></td> <td>伊沢吉兵衛</td> </tr> <tr> <td>留台忠兵衛</td> <td>新シ町壺町目</td> <td>板東小右衛門</td> </tr> <tr> <td>同町式丁目 仁木安兵衛</td> <td></td> <td>炭屋林右衛門</td> </tr> <tr> <td>佐古十一丁目 増屋辰三郎</td> <td></td> <td>大和屋利兵衛</td> </tr> <tr> <td>増屋忠兵衛</td> <td>助任町</td> <td>松原勘兵衛</td> </tr> </table>	西新町四丁目 久住九兵衛		後藤平兵衛	佐古七丁目 福井甚兵衛	東新町	濱崎喜兵衛	新シ町二丁目 豊田吉蔵		伊沢吉兵衛	留台忠兵衛	新シ町壺町目	板東小右衛門	同町式丁目 仁木安兵衛		炭屋林右衛門	佐古十一丁目 増屋辰三郎		大和屋利兵衛	増屋忠兵衛	助任町	松原勘兵衛
西新町四丁目 久住九兵衛		後藤平兵衛																				
佐古七丁目 福井甚兵衛	東新町	濱崎喜兵衛																				
新シ町二丁目 豊田吉蔵		伊沢吉兵衛																				
留台忠兵衛	新シ町壺町目	板東小右衛門																				
同町式丁目 仁木安兵衛		炭屋林右衛門																				
佐古十一丁目 増屋辰三郎		大和屋利兵衛																				
増屋忠兵衛	助任町	松原勘兵衛																				
<p>24</p>	<p>金銀金札之義御定之相場ヲ以取引可致ハ勿論之事ニ候処私ニ相場相□取引巻ニ引替等致候向も有之且又売人共ニおいても右金銀金札相嫌売事相断江趣ニも相聞別而不埒之事ニ候条以後右様仕業仕候者見聞ニ及候得ハ何者ニよらず無手当曲事申付候条兼而御規定之通正路之相場ニ取引致売事取引候様ト取究可申候其方共組村々不洩様可触知且此状先々令順達済組より可戻指戻候以上</p> <p>十月廿七日（牧民処→乾覚郎殿）</p>																					
<p>25</p>	<p>尚以先日布告ニ相及置候通榎実所持仕候者共実他江売払不仕様尚又先々申聞方可遂了簡候榎実買寄人之儀其方共申談其郡ニ而兩三人人選申出無之指当御用支ニ相成候条早々申談人選可申出候随而買寄可方之義榎実上中下之品位相立候者ならてハ買寄方難被行筋ニ有之候旁重々人選之上早々可申出候以上</p> <p>十月廿七日（産物方奉行処→乾覚郎殿）</p>																					
<p>26</p>	<p>一幼女人 当二月出生</p> <p>右者去ル廿一日名東郡蔵本村九兵衛門崎江捨有之旨注進ニ付則右者へ指預為勞置候条捨主類親存知之者又者□人等有之候得ハ来月十九日迄ニ申出候様組村不洩様可触知候且此状先々令順達済組より可被指戻候以上</p> <p>十月廿九日（牧民処→乾覚郎殿）</p>																					
<p>27</p>	<p>当季御年貢上納方之義此度上知ニ相成候分壺歩通緩被仰付候運ハ先達而相違候事ニ付付而者皆納之義尽力可致候勿論之事ニ候春以来之不氣立毛取実少小百姓共ニおいて者難洩不少趣ニ相聞候ニ付彼是取調ニ相及候所右旨趣相違無之厚御評議も被仰付候得共前頭之通上知分御緩被仰付候上茂且ハ御勝手方御行嚙之御場合御稼用被仰付事ニ候得共小前之者共難立行情実御権置難被極御別義之御評議ヲ以上知分旧御蔵納共上知高内小前極々難洩之者共壺歩通左書代建ヲ以御銀拝借被仰付候条右様御趣意厚可相弁急用施せしめ速ニ皆済成候様村々庄屋五人組申聞小前之者共江申付様其方共より可申聞候事</p> <p>当時節柄物価次第騰貴シ小前之者共ニ至而ハ稼も少相成自然左候方ニ行廻り見</p>																					
<p>28</p>	<p>〇糊ニ凌兼男女老幼供ニ袖乞い辺路等致居候者相見右ハ卑身分之不甲姓斐性者居申実ニ難到事ニ候義相民共厚救助之筋懇調袖乞等いたし候者相救取上身分召仕等ニいたし候者も処有之段相聞ニ奇特心配尤之事ニ候右様袖乞等出来候ハ入候処役人共世話向行届兼且相民懇救助之志簿故之□相通候条難洩相及袖乞等ニ成果不申様役人共市乞令世話候ハ勿論相民共ニおゐても実意深切ニ世話致遣可申候仍而此砌より当町奉公人等ニ取上召使仕候者有之候へハ委細急々可申越候且召仕等ニいたし候内相懇稼キ等為有付一家建今時分猶又其段可申出候右様厚令世話候者ハ相当之御賞譽も可候仰付候者候条右段相心得不洩様懇ニ可触出候</p> <p>十一月四日（牧民処→乾覚郎殿）</p>																					

29	<p>御年貢上納受負之義ハ兼而不取究義者其段孰も能相心得罷在事ニ候へとも近來上納方猥も相成り村々取立人右私人共も□新御藏仲仕共納入候不都合之歩米相渡受負間敷仕成せしめ候趣ニ付其段先ハ触達ニ相及候懸り村々厚相心得不都合無之様可仕之処右御藏仲仕共之内村々へ入込上納方受村頼入ニ相及窃ニ頼入受込罷達候時成有之哉候相聞兼而不持之事也其後右様之義有之候へハ無事当面事可申付候条此旨厚相心得屹ト取究候様且又諸郡之内買候小助之義村々乍從來買付等人へ相頼畢竟御□納共上納方相任候者哉ニも相聞候ニ付以來右様者不都合無之様村々役人共私人共罷成御法通上納相運候様右夫々其方共組村浦不洩様重々取究早々可申触出候</p> <p>十一日 (牧民処→同当テ)</p>
30	<p>此度御一新ニ付諸郡村浦庄屋肝煎共之内無苗字之者以後勤中苗字帯刀差免并ニ脇指之免無之五人与共之義も勤中脇指差免候且又旧給知頭入之者庄屋役申付候へハ肝煎と相唱來候へ共以後之分惣而庄屋と相唱候様申付候義此段其方共手元ニおみて組村浦役人共へ申渡無苗字之庄屋共候義ハ此後相名乗候苗字相認近々内牧民処へ申趣候様是又可申付候間先々順達濟村より可差戻候</p> <p>十日 (牧民処→)</p> <p>十一月十九日朝五ツ時 拜上 東山へ相達</p>
31	<p>写</p> <p>用度方於御役処諸向へ調相渡候諸品之儀左書日限之通入札ヲ以御調工ニ相成候ニ付当郷ニおいて御用利相改直候者共者所役人奥書ヲ以願紙面右御役場へ指出候様右奉行申出候様司斗從事より達有之候条右様相心得与村之急々相触可申若右望人願指出候節当局へ可申出候以上</p> <p>十月七日 (牧民処→名西麻植阿波三郡 肝煎大庄屋中・与頭庄屋共方へ)</p> <p>一、毎月一七四九之内</p>
32	<p>我等儀刑法司從事被仰付候条右様相心得其方共与村々不洩様可触知候以上</p> <p>十一月十四日 (赤川→麻植郡中大庄屋中・与頭庄屋共方へ)</p>
33	<p>枚村利右衛門歳九拾才・百姓角藏母たか歳八拾九才</p> <p>右者此度高年ニ相及候者共名年御用ニ付取調指出候様被仰付奉畏候右兩人之者共名年取調奉指上所相違無御座候以上</p> <p>村人名印</p> <p>明治三年年三月</p>
34	<p>申上覚 (雛形/台風洪水潰家困窮人に付、御手当の件)</p> <p>年号月日 (同山庄屋明石恒太郎→原為十郎)</p>

本目録は明石家「御触写」の内容ごとに目録作成したものである。目録の順序は史料の頁順とし、史料番号を振った。内容、年月日(作成者→宛名)と表記し、順番を入れ替えた場合がある。但し、二重に宛名、作成者が記載されている場合は、表記に沿った。表記は原則常用漢字を用いた。虫食い等による判読不能部分は□とした。「覚」等は内容を/以下に記した。すべてを網羅しているわけではないので原文にあたられたい。これらの目録作成については、松本博氏にご教授頂いた。

6. 寺社関係史料調査

1) はじめに

今回（2003年8月6日）調査を予定したのは、美郷村内の寺社のうち、種野山八幡神社（土井奥）・真楽寺（中村山）・重楽寺（別枝山）であったが、真楽寺については、住職が不在であったため、調査を実施できなかった。

2) 種野山八幡神社

種野山八幡神社は創建年代不詳であるが、関係文書等は、神社直下に位置する松田家に伝来している。現当主は有一氏である。

松田家には、江戸期の^{しんとうさいきょじょう}神道裁許状4通や明治期の神職任関係係資料が伝来し、江戸時代から明治40年（1907）ごろまで、同家が八幡神社の神職を務めていたことが確認できる。最後に神職を務めたのは、現当主有一氏の祖父で、その後は近隣の天神社下に居住する早雲氏に神社の管理権・道具共に譲ったという。有一氏の父は農業を営み、戦後は郵便局に勤務した。有一氏も平成8年（1996）まで美郷郵便局に勤務していた。

今回の調査は時間的な制約もあり、史料の現存状況を大まかにとらえるに過ぎなかったが、後掲の目録（表4）に記載した裁許状や証書類を確認できた。近世から近代の山間地域における神職の動向を知る上で有用と思われるので、今後、詳細な検討が望まれる。



種野山八幡宮全景



正徳5年（1715）神道裁許状

3) 重楽寺

重楽寺は、戦国末期に土佐の長宗我部元親勢に焼き払われた近隣の寺院十か寺を統合して創設されたものといわれる（「重」は「十」に通じる）。寺史の詳細は不明である。

古文書類はなく、「当院中興以来先住記」1冊を閲覧することができた。この史料によれば、寛永年間（1624～1644）前後の中興とみられる。

（長谷川賢二・阿部聡美）

表4 種野山八幡神社関係史料目録

	目 録	年 代	
A 母屋内保管分	1 神道	神道裁許状(松田因幡正物部清重) 神道裁許状(松田志津岐藤原清成) 神道裁許状(松田斎宮藤原清成) 神道裁許状(松田斎宮藤原清成)	正徳5年(1715)4月13日 寛政6年(1794)4月1日 文政4年(1821)3月23日 安政4年(1857)4月1日
		任免状(清重) 任免状(教導職、右恭) 任免状(教導職、右恭) 任免状(徳島県神社取締麻植郡出張所) 任免状(右京) 任免状(石家) 任免状(石家) 仮学証(右恭) 任免状(右恭) 任免状(清久) 証明書(石家) 褒状(右京) 履歴書(右京) 徳島県訓令第二号(右京) 三元十八神道次第 麻植郡種野山神社記(松田因幡正右京) 神代文字 祝詞(右京) 唯一神道日待行事 種野山邨正一位稻荷神社御由緒記茂久緑(結納御祝目録) 祈念祭	明治6年(1873)4月 明治10年(1877)10月17日 明治17年(1884)2月6日 明治29年(1896)7月11日 明治34年(1901)5月20日 明治36年(1903)10月12日 明治38年(1905)5月30日 明治18年(1885)2月9日 明治29年(1896)2月5日 明治29年(1896)7月30日 明治36年(1903)7月28日 明治30年(1897)12月11日 明治31年(1898)旧3月4日 明治34年(1901)2月10日 安政4年(1857)4月1日 慶応4年(1868)閏4月1日 (年欠) 明治2年(1869)8月 明治21年(1888)6月 明治26年(1893)1月吉日 明治34年(1901)11月
	2 教育	修了証書(清久) 修了証書(清久) 卒業証書(簡易小学校、清久) 卒業証書(尋常小学校、石家) 修了証書(清久) 修了証書(高等小学校) 修了証書(清久) 修了証書(高等小学校、石家) 修了証書(清久) 修了証書(高等小学校、石家) 修了証書(清久) 卒業証書(高等小学校、石家)	明治21年(1888)3月20日 明治22年(1889)3月24日 明治23年(1890)4月10日 明治24年(1891)4月11日 明治24年(1891)4月11日 明治25年(1892)3月23日 明治25年(1892)3月25日 明治26年(1893)3月25日 明治26年(1893)3月25日 明治27年(1894)3月24日 明治27年(1894)3月24日 明治28年(1895)3月23日
3 経済・その他	褒状(松男) 賞状(松男) 賞状 地書書入金子借用書 赤十字正社員証(右京) 給料袋(一束、有一) 出納帳・給料袋等(一束、松男)	昭和33年(1958)4月16日 昭和33年(1958)3月11日 昭和34年(1959)3月1日 明治33年(1958)5月31日 明治33年(1958)7月18日 (昭和期) 昭和32年(1957)以降	
B 別棟保管分	護符版木、浄瑠璃本等	(年欠)	